

# 愛知学院大学短期大学部欠席学生への学習支援要領

令和6年4月1日施行

## (目的)

第1条 この要領は、授業を欠席した学生(以下「欠席学生」という。)が学習支援の申出を行う場合に  
必要な事項を定める。

## (欠席事由)

第2条 次に掲げる事由で授業を欠席した場合は、欠席学生は授業担当教員に学習支援の申出を行  
うことができる。

- (1)「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員又は裁判員候補者として  
の職務を果たすことによる欠席
- (2)課外活動(試合・公演など)による欠席
- (3)就職活動(採用試験、内定式、内定後の研修などで日程が確定しており、個人的に調整できな  
い場合)による欠席
- (4)学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止による欠席
- (5)配偶者及び3親等内の親族の忌引きによる欠席
- (6)自然災害等による欠席のうち、学科長が特別に配慮の必要があると認めた場合
- (7)公共交通機関の事故・故障などによる不通もしくは遅延による欠席
- (8)「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、学生が骨髄バンクの  
ドナー候補として検査、面談、入院等を行うことによる欠席
- (9)病気・けが・交通事故による欠席
- (10)(1)から(9)までに定める事由を除くほか、教学委員会の議を経て、学科長が特別に配慮の必  
要があると認めた場合  
ただし、緊急の場合は、学科長が判断し、事後に教学委員会の承認を得るものとする。

## (学習支援申請)

第3条 前条の事由により欠席学生が学習支援の申出を行う場合は、欠席届・学習支援願及びその事  
由を証明できる書類を短期大学部事務室に提出し、許可を得なければならない。

2 前項で許可を得た場合は、欠席学生は授業担当教員に学習支援の申出をしなければならない。

## (学習支援)

第4条 授業担当教員は短期大学部事務室より学習支援願・許可書の提示および欠席学生からの学  
習支援の申出があった場合は、欠席時の授業内容を自学自習ができるように、次に掲げる方法等  
により学習支援を行う。

- (1)授業で配付した資料の提供
- (2)授業範囲の確認及び授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
- (3)自習内容の指示
- (4)欠席期間中に課題又は小テスト等が実施された場合の指示

## (その他の欠席)

第5条 第2条に規定されていない事由の欠席学生が、授業担当教員へ学習支援を申出した場合は、

教員は欠席授業時の資料配付及び課題提出の締切期限等の重要事項を伝え、自学自習による学びの支援を行う。なお、教員の判断で前条に定める学習支援を行うことを妨げない。

(事務)

第6条 この要領に関する事務処理は、短期大学部事務室が行う。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、教授会の議を経て、学長が承認する。

附則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

この要領は、令和8年4月1日より施行する。